

制度情報－2024年8月の法令から－  
北京市大地律師事務所  
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

市場参入制度の整備に関する中国共産党  
中央弁公庁・国務院弁公庁による意見  
(発令元) 中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁  
(公布日) 2024年8月21日

1. 主なポイント

- (1) どのような市場参入管理措置を全国統一の市場参入ネガティブリストに含めるかを示した。例えば、法律、行政法規、国務院の決定、地方性法規（地方人民代表大会及び人民代表大会常務委員会が制定）及び省、自治区、直轄市政府規則（省級人民政府制定）が設定するものはネガティブリストに含めてよいとされた。これは、省級、市級または区県級の人民政府、若しくは主管部門が制定した規範性文書が設定する管理措置は市場参入ネガティブリストに含まれないことを意味する。また同時にリスト事項の内容や主管部門などを社会全体に公開する。（第1条）
- (2) 国家安全、国民経済の命脈と重大な公共利益に関わる分野などの重要業界を除き、経営主体への参入制限を大幅に減らす。その緩和と同時に寛容且つ厳格な管理政策を実施し、特に自然独占の一環業務を営む企業や、金融業界などへの監督管理を強化する。（第2条）
- (3) 参入規制がある業界に対する参入許可事項についても合理的に設定しなければならない。地方各級政府は、参入許可事項を実施するための法律・法規の根拠、技術基準、許可要求、手続き手順、期限を公開し、市場参入サービスのプロセスを制定し、経営主体が規定の条件と方式により規則に従って参入し、情報の非公開や不透明を避けなければならない。（第3条）
- (4) 国民待遇原則を堅持し、原則外資企業の参入障壁を内資企業と同じとする。外資に対する参入制限を開放する場合、内資に対し同時に開放し、内資に対する参入障壁を設定する場合、外資に対し同時に適用する。但し海南自由貿易港、自由貿易試験区など条件のある場所では、その他より効率的で安全な内資外資参入協同モデルを探ることができる。（第5条）

2. 今後の留意点

本意見の公布は、中国政府が市場への参入制限緩和を進めることを意味し、これは日系企業のビジネスチャンス拡大にもつながる。同時にリストの内容が公開されたこ

とで、企業が関連市場へ参入する際の時間と人件コストを一定程度削減できる。

また、2024年8月19日に開催された国務院常務会議では、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）』が審議採択された。各現地日系企業はリスト事項と関連政策をポジティブに注視し、正確に理解すると共に、便宜政策の適時運用に向け地方政府と交渉し、関連行政手続きを進めることができる。（全文計10条）

## 経済社会発展における全面的グリーントランスフォーメーション 加速に関する中国共産党中央国務院による意見

（発令元）中国共産党中央・国務院

（公布日）2024年8月11日

### 1. 主なポイント

- (1) 本意見は、①2030年までに重点分野のグリーントランスフォーメーションを積極的に進め、基本的グリーン生産・生活様式を形成する、②2035年までに基本的にグリーン低炭素循環発展経済システムを構築し、グリーン生産方式と生活方式を広範に形成し、炭素排出をピーク以降安定的に低下させる、という2つの主要目標を提出した。（第1条主要目標）
- (2) 本意見では空間計画面における異なる地域（北京・天津・河北エリア、広東・香港・マカオ大湾区、長江デルタ、海南自由貿易港、長江経済ベルト、黄河流域）での異なるグリーン低炭素経済の発展により、地域における協同発展を推進することを提起しており、例えば雄安新区をグリーン発展モデル都市として建設し、中国政府当局が後続で資源型地区と革命旧区のグリーントランスフォーメーションに対する政策支援を強化するとした。（第2条）
- (3) 中国政府は、例えば鋼鉄、非鉄金属、石油化工、化学工業、建材、製紙、捺染などの伝統産業におけるグリーン低炭素改革のアップグレードを推進し、産業構造のグリーン低炭素への転換を加速している。これらの業界の新規プロジェクト立ち上げ・拡張の際の参入条件は恐らく引き上げられる。本意見は2030年までに、省エネ・環境保護産業規模は15兆元前後に達するとしている。産業のデジタル化とグリーン化を協同で進めることは将来的発展における趨勢であり、中国はAI、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、インダストリアルインターネットなどの電力システム、工業・農業生産、交通・輸送、建築・建設・運営など各分野での応用を深化させる。（第3条、第4条、第5条）
- (4) 新エネルギー自動車の普及に力を入れ、旧式輸送手段淘汰の加速を提案し、2035年までに新エネルギー自動車を新車販売の主流とするとしており、これは従来式燃料動力自動車販売市場が徐々に縮小リスクに直面することを意味している。（第11条）

## 2. 今後の留意点

本意見の導入後、中国政府当局は、グリーン低炭素経済・産業に益する、金融、税制、及び水利、電力などに関わる一連の優遇政策を打ち出す可能性があるため、現地日系企業、特に製造業や従来型の産業を営む企業は、自社の経営状況を基に、産業レイアウトや今後の戦略的発展の方向性を調整し、電気動力化、スマート化、グリーン化を目指し徐々に発展へと向かう必要がある。現地日系企業が高エネルギー消費、高排出などのプロジェクトに関わっている場合、グリーントランスフォーメーション関連の調整ができていないことにより地方政府当局から閉鎖、立ち退き、撤退を要求される恐れもあるため、政府当局と一連の交渉を進め、自社に最適な配置スキームを構築しなければならない。(全文計 33 条)

### 食品・薬品の懲罰的賠償紛争事件の法律適用に 関わるいくつかの問題に関する解釈

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法釈〔2024〕9号

(公布日) 2024年8月21日

(施行日) 2024年8月22日

## 1. 主なポイント

- (1) 一般消費者が「個人又は家庭の消費ニーズ」として食品安全基準を満たしていない食品、又は偽造・規格外薬品を購入した場合、食品・薬品の生産者または販売者に懲罰的賠償金（価格の10倍若しくは損失金の3倍）を請求することができるが、「個人又は家庭の消費ニーズ」の範疇を超えている場合、懲罰的賠償金は適用されない。（第1条、第10条）
- (2) 代理購入業者が負う懲罰的賠償責任を規定し、購入者が代理購入業者を受託者とし、食品又は医薬品の購入を委託した場合において、受託者が購入者から委託された食品又は偽造・規格外薬品が食品安全基準に適合していないことを知りながら代理購入した場合、購入者は受託者に対して懲罰的損害賠償の支払を請求する権利を有するが、「偽モノと知りながら購入」した受託者は生産者に損害賠償を請求してはならないとした。（第3条）
- (3) 食品安全基準と懲罰的賠償の責任関係について踏み込んで規定し、生産販売する食品が、食品安全基準のどのような項目に合致しない場合に法的な懲罰的賠償責任を負わなければならないかを規定した。（第5条）
- (4) ラベル、説明書の瑕疵に関する認定規則を定めた。表示必須事項を故意に誤表示するなど3種類の状況を除き、食品のラベル、説明書の瑕疵が食品の安全性に影響を与えず、消費者に誤解を与えない場合は、原則上、消費者からの生産者・事業者に対する懲罰的損害賠償請求は認められにくい。（第6条）

(5) 「偽モノと知りながら購入」するプロクレーマーによる悪意ある高額請求行為を規制する。例えば、食品・薬品の懲罰的賠償請求支持の条件を「生活消費需要の範囲内」という基準に統一し、また生産者若しくは販売者が「偽モノと知りながら購入」する購入者に対し立証責任を負うことが規定された。

(第 12 条第 3 項、第 13 条、第 14 条)

(6) 中国における違法賠償請求に対する取締りを強化している。もし購入者が悪意により食品や薬品を違法に生産・販売しているという虚偽の印象を植え付け生産者や販売者に賠償責任を請求した場合、その懲罰的賠償の訴えは支持されない可能性があり、同時に虚偽の訴訟行為によって罰金や拘留、若しくは損害賠償による損失を被り、さらに詐欺罪など刑事犯罪を構成する可能性がある。(第 15 条、第 16 条)

## 2. 今後の留意点

当該司法解釈は実務上論争が多い食品ラベル及び説明書の瑕疵認定、代理購入者責任、小規模生産者責任、「偽モノと知りながら購入」するプロクレーマーなどの問題を規制し、裁判尺度を統一し、裁判基準不一致のリスク又は問題を減少させる。

食品の生産、販売に従事する各日系企業は、衛生面や栄養成分などの食品安全要求に関わるラベル、表示、説明書の要求及び食品安全に関わる品質要求などにおける食品安全基準に注意を払い、企業としてのコンプライアンス管理を強化する必要がある。各企業や駐在員個人が、「偽モノと知りながら購入」するプロクレーマーや、自社製品の模倣品取扱業者に面した場合、直ちに現地弁護士とコミュニケーションを取り、自社や個人の合法的権益を保護するためのさまざまな合理的手段の活用方法を習得することができる。(全文計 19 条)

## 62 項目の「食品安全リスク管理統制リスト」の印刷配布に

### 関する市場監督管理総局弁公庁による通知

(発令元) 市場監督管理総局

(法令番号) 市監食協発〔2024〕47 号

(公布日) 2024 年 8 月 29 日

## 1. 主なポイント

(1) 国家市場監督管理総局は、2024 年 6 月に発表した 33 項目の食品安全リスク管理統制リストに基づき、62 項目の食品安全リスク管理統制リストを新たに発表した。この 62 項目のリストの範囲には、各種調味料、肉製品、乳製品、小麦製品、酒類、豆製品、水産品、蜂蜜製品及び各種食品添加物などが含まれている。

(第 1 条及びリスト目録)

(2) 後続で各地市場監督管理局が企業に対して定期的にリスト沿ってリスク防止やコントロール管理を実施するよう指導を行う可能性があり、企業におけるリスト実施

状況、及びリスクや潜在的危険の是正状況が監督検査の重点となる。（第2条）

## 2. 今後の留意点

これらの管理コントロールリストは、食品生産・販売業者のすべての生産経営過程及び各リスク管理段階において発生可能性のあるリスクポイントについて詳細に描写し、参照すべき対応管理目標、管理コントロール措置、及び管理コントロールの頻度についても挙げている。食品生産に従事する各日系企業は適時に当該リストを参照し、企業の実状に合わせて食品安全に関わるリスク分析を進め、リスクポイントについて調査確認のうえ対応スキームを制定するなら、リスクの潜在的危険性と食品安全に関わる事故の発生をある程度防ぐことができ、政府当局による処罰も回避できる。

（リスト全 62 項目）

## インターネット広告の識別可能性法執行ガイドライン

（発令元）国家市場監督管理総局

（公布日）2024年8月23日

### 1. 主なポイント

- (1) 本ガイドラインでは、インターネット広告の概念について、中国国内でウェブサイトなどインターネット媒体を通じて音声、動画など様々な形式で自己の商品やサービスを宣伝する商業広告を指す、と定義した。（第2条）
- (2) 広告掲載者又は広告主が掲載するインターネット広告は識別可能性を具備しているべきであり、それが中立的かつ客観的な事実であると消費者に誤認させ、ひいては消費購買意思決定に影響を与えるものであってはならないと規定している。広告掲載者や広告主は、インターネット広告とその他の非広告情報（利用者が単にその実際の使用感を共有するなど）を区別する必要があるとあり、区別していない場合、行政処分対象となる可能性がある。（第2条第2項、第4条）
- (3) 本ガイドラインは、広告の定義と広告の識別に区別を進める上で、インターネット上のコンテンツが広告であるか否かの判断は、『広告法』第2条及びインターネット広告管理弁法の具体的な規定に基づいて行われるべきであることを強調している。「広告」が目立つ表示かどうかではなく、広告が識別可能性要求を満たすかどうか、という点が広告であるかどうかの判断基準であり、目立たない表示の「広告」が必ずしも広告でないとは限らない。（第3条）
- (4) 本ガイドラインは、異なるビジネスシーンにおけるインターネット広告の識別可能性を認定するための具体的な基準を細分化し規定している。例えば、広告配信者は広告上で目立つ文字表示、または明確な音声提示などの方法によりインターネット広告の識別性を強化することができる。また、インターネットライブマーケティング活動を行う際は、ライブ配信ページにライブコンテンツが広告であることを目立つように表記する。（第6条、第8条、第9条）

(5) 市場監督管理部門は案件事実と結びつけ、識別可能性を具備しないインターネット広告配信者または広告主に対し一定程度の行政処罰を実施する。識別可能性要求に初めて違反した広告配信者に対しては、その危害の結果が軽く、適時に是正された場合、自主裁量権を有する市場監督管理部門が行政処罰を下さないことができる。

(第 12 条、第 13 条)

(6) AI 技術を用いて生成された広告について、広告配信者が「本広告は AI 技術を使用」「本広告は AI 技術により生成」などの提示をすることが奨励されている。

(第 14 条)

## 2. 今後の留意点

現在のインターネット広告表現形式はますます複雑で多様化しているため、このガイドラインは消費者がインターネット広告と非広告情報を識別し、消費者の広告を知る権利を保護しサポートすることを目的としており、各地市場監督管理部門も法執行時において同時にガイドラインとして参考にするものである。そのため各日系企業は、当該ガイドラインの内容と現地監督管理部門の政策執行に適時注目し、正確に理解する必要があり、小紅書、TikTok などのインターネットプラットフォームに広告を出したり、ライブ配信を行う際、広告と製品宣伝のコンプライアンスに注意を払い、行政処罰を受けないようにする必要がある。(全文計 16 条)

### 市場監督管理総局による『薬品分野に関する独占禁止 ガイドライン（意見募集稿）』の意見公募に関する公告

(発令元) 市場監督管理総局

(公布日) 2024 年 8 月 09 日

#### 1. 主なポイント

(1) 本ガイドラインは、「薬品」「化学原料薬」「化学薬品製剤」「薬品事業者」の概念を定義している。(第 2 条)

(2) 薬品分野における独占協定行為の表現形式を細分化した。例えば、水平型独占協定においては、競争関係にある薬品事業者による薬品価格の固定または変更、販売市場分割、取引共同ボイコットなどの協定行為禁止などがある。(第 8 条から第 12 条)

(3) 垂直型独占合意においては、固定再販価格と最低再販価格を限定する具体的な表現形式を細分化し、列挙した。(第 14 条)

(4) 薬品分野における新たなタイプの独占協定行為の表現をまとめた。一定の条件下で、被後発医薬品特許権者が後発医薬品出願人に対して行ったリバースペイメント行為も独占協定を構成する。(第 13 条)

(5) 本ガイドラインは独占協定を禁止しない場合または免除する場合などの規定適用

条件を細分化し、薬品事業者のコンプライアンス面に参考ガイドラインを提供している。例えば、他者に薬品販売業務代行を依頼し、販売価格またはその他の代行業務に関する取引条件を設定する場合、通常は独占契約を構成しないとされる。なお、ここでいう「代理」とは、薬品事業者が薬品の所有権を移転せず自ら販売リスクを負担する代理行為を指し、実質的に代理を名目とした販売にあたる請負売買、取次売買などの行為は含まれない。（第15条、第19条）

## 2. 今後の留意点

薬品産業は国民経済の重要な一部、また国民にとっての極めて重要な関心事でもあり、中国政府当局は薬品分野に対する法執行監督・管理を段階的に強化している。本ガイドラインは2024年8月23日まで意見募集が行われていたが、薬品産業に従事する日系企業も本ガイドラインの公布にタイムリーに注目しつつその内容を理解することにより、生産業務における独占禁止法遵守のガバナンスを強化する必要がある。

また、取引先や小売販売業者などと薬品の再販価格や最低販売価格を決定・制限する場合は、リベートの増減、保証金の徴収、納入拒否・優先などのインセンティブや懲戒条件の設定、取引先の販売記録や請求書の閲覧による価格の監視など、垂直型独占契約に該当する恐れがある行為を避けるよう気をつけなければならない。独占禁止当局による監督や執行に面した場合、法的な抗弁手段を合理的に使用した、政府当局との高い交渉術が求められる。（全文計55条）

### 国家金融監督管理総局による『金融機構コンプライアンス 管理弁法（意見募集稿）』の意見公募に関する公告

（発令元）国家金融監督管理総局

（公布日）2024年8月16日

#### 1. 主なポイント

- (1) 当該弁法の適用主体範囲及び監督管理主体（国家金融監督管理総局及び地方金融監督管理局）を詳細に規定した。内資・外資系商業銀行・政策金融機関、各種保険・保険資産管理会社及び信託、金融ローン、ファイナンスなどの会社は本弁法の規制を受け、外国銀行の支店、外国再保険会社の支店も本弁法を参照した法執行が適用される。（第2条、第7条、第61条）
- (2) 金融機関の董事会（董事会を設けない場合の執行董事を含む）はコンプライアンス管理の有効性に対して最終的な責任を負い、董事会はコンプライアンス委員会またはその他委員会を設置し具体的職責を履行することができる。（第8条）
- (3) 金融機関は独自の経営状況に応じ、最高コンプライアンス責任者、コンプライアンス責任者を個別に設立でき、または最高コンプライアンス責任者、コンプライアンス責任者を兼任するようその頭取または総経理を任命することができ、コンプラ

イアンス責任者は独立性を維持しなければならない。金融機関は、最高コンプライアンス責任者、コンプライアンス責任者を任命した後、正当な理由なしに解任してはならない。（第 12 条、第 42 条）

(4) この弁法は、最高コンプライアンス責任者、コンプライアンス責任者の資格を限定しており、通常一定の学歴、規定年数期間の法律・金融業務従事経験などが必要である。（第 14 条、第 15 条）

(5) 金融機関が毎年 4 月 30 日までに国家金融監督管理総局または地方金融監督管理局に前年度のコンプライアンス管理報告書を報告することを規定した。金融機関の董事会と最高コンプライアンス責任者がその報告書の真実性、正確性、完全性について責任を負うとしており、董事会と最高コンプライアンス責任者の責任が強化されている。（第 7 条、第 51 条）

## 2. 今後の留意点

本弁法による意見公募募集は 2024 年 9 月 17 日までとなっており、各関係日系企業はそれまでに自社状況に基づき意見を提出できる。本弁法は移行期間として 1 年間を設定（1 年間は弁法実施日から起算）しており、各日系金融機関は自社の経営管理業務や従業員の職責履行方法がコンプライアンス規範に沿っているかどうかの審査評価を現地弁護士に依頼し、金融機関の業界の特徴に特化した適切なコンプライアンス管理制度を制定し、コンプライアンス管理組織の構造を調整することにより、金融監督管理部門からの指摘や処罰を回避することが必要となる。（全文計 65 条）



## II. 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

2003年5月12日、王氏は山東省のA製造会社に工場作業員職として入社した。2008年7月、王氏はA社と「工場作業員職として労働時間総合計算制を採用する」との無期労働契約を締結した。

2016年6月、王氏は作業場のチームリーダーとなった。A社の「就業規則」には、「チームリーダー以上の下層管理職及び年俸制を実施する中高層管理職には原則として残業代を支払わない」と規定されていた。2022年8月8日、王氏はA社が2016年6月から2022年7月までの残業代21万元を未払であること、また2018年1月から2022年7月までの業績給3万8000元を無断でカットしたことを理由に、現地の労働監察部門に苦情を申し立て、労働監察部門による処分を要求した。

本件が受理されると、労働監察部門はA社に『労働保障監察調査問い合わせ通知書』を送付し、A社に営業許可証などの企業情報及び王氏の勤務表、賃金表、業績給の支払状況説明書などの資料提出を求め、調査問い合わせを受け入れるよう要求した。

### 2. 紛争の焦点

A社は王氏が訴えた2020年8月7日以前の期間は監察時効2年を超えており、受理を却下すべきだと主張することができるか。

### 3. 弁護士分析

A社は王氏が訴えた2020年8月7日以前の期間の請求が監察時効2年を超えていることを理由に抗弁することができる。具体的分析は以下の通りである。

『労働保障監察条例』第20条第1項は、「労働保障の法律、法規又は規則に違反する行為が2年以内に労働保障行政部門に発見されず、通報又は苦情申立てがなかった場合、労働保障行政部門はこれを調査・処理しない」と規定している。また同条例第20条第2項は、「前項所定の期限は、労働保障の法律、法規又は規則に違反する行為の発生日から起算し、労働保障の法律、法規又は規則に違反する行為が連続性を有し、又は継続状態にある場合は、行為終了の日から起算する」と規定している。

『山東省企業賃金支払規定』第16条は、「企業は毎月少なくとも1回労働者に賃金を支払わなければならない」と規定しており、同規定第20条も「企業は時間外労働賃金を次の賃金支払日またはその前に労働者に支払わなければならない」と規定している。

本ケースでは、王氏とA社の労働契約は王氏の賃金を毎月1回支給することを約定しているが、王氏が訴えた未払い残業代とは特定月の残業代であることから、王氏が訴えた違法行為は連続または継続状態ではなく、その監察時効は発生日から起算、つまり残業代に関する苦情は月周期で支払われなかった日から起算しなければならない。また、A社は王氏に毎月賃金表を渡しており、王氏は監察部門に苦情を申し立てるま

では異議を唱えたことがなく、A社が毎月支給している賃金額を認めていたことになる。

そのため、王氏が訴えた2020年8月7日以前の期間は監察時効2年を超えていると抗弁することができ、労働監察部門はこの監察時効2年を超えた苦情事項を受理しないとして処理すべきである。

#### 4. 本事件の判決

労働監察部門はA社の抗弁理由を支持し、2020年8月7日から2022年7月までの苦情事項のみを受理し、その期間の賃金表、出勤表などの関連資料提出のみをA会社に要求した。

#### 5. 留意点

ここ2年ほど、国際政治情勢、地政学などの影響を受け、社会全体の経済情勢に下降傾向が見られ、様々な企業の生存発展にも大きな影響を与えており、一部労働者の賃金待遇も低下している。労働者自身及び企業の将来の発展に対する自信の欠如のため、労働争議と労働検査事件の数が増加している。実務経験に照らし、日本企業が労働監察に面した際のいくつかの対応スキルを以下に紹介する。

- (1) 労働監察部門の法執行は労働監察プロセスと監察内容の制限を受けるが、各日系企業は以下の抗弁事由を考慮することができる。①労働者の苦情事項は監察の受理範囲には属さない。②労働者の苦情事項に関する関連事実に争議があり、労働監察部門が事実認定できない場合、労働仲裁手続により解決しなければならない。
- (2) 通常、労働監察部門の受理及び処理事項は2年間の監察時効により制限される。企業が法執行検査に面した場合、監察時効を合理的に用いて抗弁することができる。
- (3) 一般的に労働者が労働仲裁を申し立てるのは一人の従業員の問題を解決するためであるが、労働監察は労働仲裁とは異なりその処理に複数の労働者が関わっている可能性が高く、企業側の対応に不手際があったり、矛盾が生じたりすると、従業員側が「ハンドル」を握りやすく、集団労働紛争へと発展する恐れがある。そのため、企業は速やかに実務経験のある現地弁護士とコミュニケーションをとりつつ、案件を総合的に検討し、方向性について合理的分析を進め、労働監督部門に提出する情報や状況説明について総合的に検討した上でスキームを策定し、事件の悪影響拡大を回避すべきといえる。